

四日市農芸高校生徒会 会則

2025.4.1～

第1章 総則

第1条 本会は、四日市農芸高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、四日市農芸高等学校全生徒を会員とし、本校教職員を顧問とする。

第3条 本会は、学校の基本方針に基づき、会員の健全な自主的かつ民主的な活動を通して、学校生活の充実・向上と自律的態度を養うとともに、民主的な社会の形成者としての基礎をつくることを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校生活の改善と向上を図る活動。
- (2) 学校行事への協力活動。

第5条 本会には、次の機関をおく。

- (1) 議決機関 生徒総会・代議員会
- (2) 執行機関 生徒会本部・HR 役員会・部長会
- (3) その他 選挙管理委員会

第6条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

- (1) 生徒総会に出席する権利と義務。
- (2) 生徒会本部役員の選挙・被選挙及び罷免の権利。
- (3) 本会の決定に服する義務。
- (4) 部・同好会に所属する権利。
- (5) 会費を納入する義務。

第7条 本会の議決は、学校長の承認によって効力を発する。

第2章 議決機関

第1節 生徒総会

第8条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を承認又は審議決定する。

- (1) 生徒会長、副会長、書記、会計、執行委員の承認。
- (2) 予算及び決算の承認。
- (3) 生徒会行事に関する事項。
- (4) 代議員会から提出された事項。
- (5) 会員によって臨時会の要求があったときは、会員が明示した事項。

第9条 定期総会は、年1回、5月(若しくは6月)に開く。ただし、次の場合は臨時総会を開くことができる。

- (1) 代議員会が必要と認めたとき。

(2) 全会員の3分の1以上が議題を明示して生徒会長に要求したとき。

第10条 生徒総会の召集は、その期日・時間・場所・議題を開会10日前までに生徒会顧問に届け出て、学校長の承認を得た上で公示する。

第11条 生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

第12条 生徒総会の役員について、次のように定める。

- (1) 生徒総会の議長団及び書記は生徒総会において選出する。
- (2) 議長は会議を司会し、副議長は議長を補佐する。
- (3) 書記は会議録を作成し保存する。
- (4) 教職員は参与として生徒総会に出席する。

第2節 代議員会

第13条 代議員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 各機関より提出された議案。
- (2) 各種規定の制定及び改廃について。
- (3) その他必要事項。

第14条 代議員会は、生徒会本部役員・各HRの代議員（各2名）・生徒会顧問により構成される。

第15条 代議員会は、次の場合に開く。

- (1) 生徒会顧問が必要と認めたとき。
- (2) 総議員の4分の1以上が議題を明示して生徒会長に要求したとき。
- (3) 第32条に基づき、生徒会本部から本会則の改定案が提出されたとき。
- (4) 第33条に基づき、生徒会本部から校則の改定案が提出されたとき。

第16条 代議員会は、全議員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

第17条 代議員会で可決された議案は、生徒総会に発議することができる。

第3章 執行機関

第1節 生徒会本部

第18条 生徒会本部は、次のことを行う。

- (1) 体育祭・農芸祭・クラスマッチなど、本会活動の企画・運営。
- (2) 生徒会活動推進のための議案作成。
- (3) 予算案及び決算報告書の作成。
- (4) 地域貢献やボランティア活動の取りまとめや推進。
- (5) 本校を発信することができる様々な活動の取りまとめや推進。
- (6) その他必要事項。

第19条 生徒会本部は、次の役員をおく。

- (1) 会長(1 名)
- (2) 副会長(2 名)
- (3) 書記(1 名)
- (4) 会計(1 名)
- (5) 執行委員(若干名)

第20条 各役員の任務について、次のように定める。

- (1) 会長は生徒会を代表し、議会の定めることを実行する。
- (2) 副会長は生徒会長を補佐する。
- (3) 書記は、議事を記録する。
- (4) 会計は、本会の会計を管理・執行する。
- (5) 執行委員は、本会の執務を補佐する。

第21条 各役員の任期は前期(4 月から 9 月まで)、後期(10 月から 3 月まで)とする。

第2節 HR 役員会

第22条 各 HR 役員会の構成委員会について、次のように定める。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 室長・副室長
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 図書委員会
- (6) 環境委員会
- (7) 体育委員会
- (8) 保健委員会
- (9) 生徒会代議員

第23条 各役員の任期は、原則として前期(4 月から 9 月まで)、後期(10 月から 3 月まで)とする。ただし、図書委員・保健委員は通年とする。

第3節 部長会

第24条 部長会は、各部活動の部長によって構成され、生徒会本部と密接な連絡を保ち、部活動上の重要事項を提案・審議し、代議員会に提案できる。

第25条 部長会は、生徒会顧問が必要としたとき、又は全部長の 3 分の 1 以上が議題を明示して生徒会顧問に要求したときに開くことができる。

第4章 選挙管理委員会

第26条 選挙管理委員会は、前期・後期生徒会役員選挙の前に設置し、選挙に関する事務・運営・開票作業等を行う。

第27条 選挙に関する細則は別に定める。

第5章 部・同好会

第28条 部・同好会に関する細則は別に定める。

第6章 会計

第29条 本会の経費は、会員の会費及び寄付金又は事業の純益をもってこれに当てる。

第30条 会員は、生徒会の諸活動を円滑に行うため、必要な会費を負担する。

第31条 会費は、特別な場合を除いて所定の金額を徴収する。

第7章 補則

第1節 会則の改定

第32条 本会則の改定について、次のように定める。

- (1) 生徒会本部は、生徒会顧問と協議の上、アンケートなどを用いて生徒一人ひとりの意見を集約し、作成した改定案を代議員会に提出することができる。
- (2) 代議員会で可決された場合、生徒指導委員会に提案することができる。
- (3) 生徒指導主事は、生徒指導委員会による検討結果を踏まえ、運営委員会に提出する。
- (4) 運営委員会は、生徒指導委員会からの提案を検討する。
- (5) 運営委員会で適切と判断された場合、生徒総会に発議する。生徒総会で可決された場合、校長に提案する。
- (6) 校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、職員会議にて周知した後、会則の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。

第2節 校則の改定

第33条 校則の改定について、次のように定める。

- (1) 生徒会本部は、生徒会顧問と協議の上、アンケートなどを用いて生徒一人ひとりの意見を集約し、作成した改定案を代議員会に提出することができる。
- (2) 代議員会で可決された場合、生徒指導委員会に提案することができる。
- (3) 生徒指導委員会は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学校教育目的に照らし、生徒会から提出された改定案の議論を含め、生徒会や教職員の意見を聴取し、校則の改定を検討する。

- (4) 生徒指導主事は、生徒指導委員会による検討結果を踏まえ、運営委員会に提出する。
- (5) 運営委員会は、生徒指導委員会からの提案を検討する。
- (6) 校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、職員会議にて周知した後、校則の改定を決定し、生徒及び保護者に周知する。

第3節 慶弔規定

第34条 会員に関する慶弔について、次のように定める。表書きは「三重県立四日市農芸高等学校生徒会」とする。

- (1) 会員の死亡……………香典 30,000 円
- (2) 会員の保護者の死亡……香典 10,000 円

細則 生徒会本部役員選挙管理規程

第1章 総則

第1条 この規程は、生徒会会則第27条に基づき、これを定める。

第2条 この規程は、生徒会本部役員選挙に適用される。公正かつ透明な選挙により、生徒会会員の意見を反映した代表者を選出し、生徒会活動及び本校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、各HRより1名ずつ選出された委員と、生徒会顧問から構成される。委員の任期は前期（4月から9月まで）、後期（10月から3月まで）とする。

第4条 選挙管理委員は、自ら生徒会本部役員に立候補することはできない。

第5条 選挙管理委員会は、投票日の2週間前までに、選挙に関する次の事項を告示する。

- (1) 立候補受付期間。
- (2) 調整期間。
- (3) 立会演説会・投票の日時。

第6条 選挙管理委員会は、立候補受付期間終了後、速やかに立候補者の名前を公示する。

第3章 選挙権及び被選挙権

第7条 全会員は、選挙権を有する。

第8条 全会員は、被選挙権を有する。ただし、学年により次のように定める。

- (1) 1学年の生徒は、後期のみ立候補可能。
- (2) 3学年の生徒は、前期のみ立候補可能。

第4章 立候補の届け出

第9条 立候補する会員は、受付期間内に生徒会顧問に申し出る。受付期間終了後は、原則立候補の取り下げはできない。

第10条 立候補者が複数の場合、調整期間中に生徒会顧問・候補者で協議する。立候補する役職を変更してもよい。

第11条 立候補する会員について、いかなる場合も平等とする。次のような内容で優先しない。

- (1) 学年。
- (2) 前任期までの経験。

第5章 選挙運動

第12条 選挙運動は、立候補者の公示から、投票日の前日までとする。

第13条 立候補者は、選挙管理委員会で承認を受けた場合、次の選挙運動を行うことができる。

- (1) ポスターの校内掲示。
- (2) 選挙管理委員会が開催する立会演説会。

第14条 選挙運動は品位を保ち、公正に行わなければならない。違反行為が見受けられた場合、生徒会顧問の判断により立候補を取り消す場合がある。

第6章 投票及び開票

第15条 投票は、各役職1票・無記名投票とする。各役職に対し複数の投票、必要のない記載がある場合は無効票とする。

第16条 選挙は、全会員の3分の2以上の有効投票を必要とする。

第17条 開票は、原則投票日に、選挙管理委員会が行う。必ず生徒会顧問の立ち合いを必要とする。

第18条 開票の結果、有効投票の最多数を得た者より順次当選とする。

第19条 立候補者の数と定数が同じ場合、信任投票を行う。信任には有効投票数の過半数を必要とする。

第20条 開票の結果は直ちに選挙管理委員会により全校に周知する。

細則 部・同好会に関する規定

第1条 この規程は、生徒会会則第28条に基づき、これを定める。

第1章 同好会の発足

第2条 同好会の発足には5名以上の人数と1名以上の顧問を必要とする。

第3条 既存の部と類似する同好会は新設できない。

第4条 活動場所は顧問の責任のもと調整を行う。

第5条 同好会の発足にあたっては、同好会名／活動予定生徒（学年／クラス／名前）／担当教員／活動場所／年間活動計画を記載した書類を4月末日までに生徒会に提出する。

第6条 同好会の発足は、第5条の書類をもとに、部活動顧問会議・運営委員会で検討し、校長が認めた場合に発足できることとする。

第7条 同好会の部活動運営費は年間5,000円を上限とする。

第8条 同好会の活動期間は1年を単位とする。継続して活動する場合には、第5条の書類を毎年4月末日までに生徒会本部へ提出しなければならない。

第2章 同好会の部への昇格

第9条 将来に向けて発展的展望を持つことができ、2年以上継続して活動を行った同好会については、部への昇格を申請することができる。

第10条 申請は12月末日までに、生徒会に第5条の書類と直近2年間の活動報告を提出する。

第11条 承認にあたっては、部活動顧問会議・運営委員会で検討し、校長が認めた場合に部に昇格できることとする。

第3章 同好会の廃会

第12条 同好会は、年度当初の登録人数が0名だった場合、部活動顧問会議を経て廃会とする。

第13条 運動系の同好会は、1年間公式戦への出場実績がない場合、廃会とする。

第14条 文化系の同好会は、1年間校内行事・地域行事への参加や高文連主催大会等への参加がない場合、廃会とする。

第4章 休部

第15条 部は、年度当初の登録人数が0名だった場合、部活動顧問会議を経て休部とする。

第16条 部は、部員0名による休部中に、年度途中で1名でも登録があった場合、部活動顧問会議で認められた場合、休部を解除することができる。ただし、原則として年度内の部活動運営費の措置については講じないものとする。旅費については、他の部と同様とする。

第5章 部の同好会への降格

第17条 運動部は、3年間公式戦への出場実績がない場合、同好会へ降格とする。

第18条 文化部は、3年間校内行事・地域行事への参加や高文連主催大会等への参加がない場合、同好会へ降格とする。

第19条 部は、部員0名による休部が2年間続いた場合、部活動顧問会議を経て同好会に降格とする。

第20条 同好会に降格した部は、降格した翌年度に1名でも登録があった場合には、部活動顧問会議を経て部に復帰することができる。

第6章 廃部

第21条 休部中の部は、部員0名による休部が2年間続き、将来に向けての発展的展望を持つことができない場合、職員会議を経て廃部とすることができる。

第7章 本規定の改定

第22条 本規定の改定については、生徒会顧問が部活動顧問会議に提案し、運営委員会を経て承認を得られれば、翌年度4月1日より施行する。